

議案第 6 3 号 三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 4 3 号)の成立に伴い、三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例について所要の改正を行うもの。

2 関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)

3 改正内容

現行条例において引用している廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定が改正されることに伴い、条例との整合性を図るため、当該引用規定を次のとおり改める。

(1) 第 6 条 (多量の一般廃棄物)

事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成、一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他の必要な事項を指示することができる多量の一般廃棄物の根拠規定について、「法第 6 条の 2 第 5 項」から「法第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

(2) 第 7 条 (一般廃棄物の自己処理基準)

事業活動に伴い一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者が一般廃棄物を自ら処理する場合の基準を定める根拠規定について、「法第 6 条の 2 第 3 項」から「法第 6 条の 2 第 4 項」に改める。

4 施行期日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 4 3 号)附則第 1 条第 2 号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。